

最高裁秘書第5488号

平成31年1月7日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

( 理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

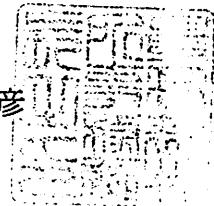
諮問番号 平成30年度（最情）諮問第75号

(担当) 秘書課文書開示第一係 電話03(3264)8330(直通)

平成30年12月28日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



### 理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

#### 1 諒問日等

##### (1) 諒問日

12月28日

##### (2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

最高裁判所事務総局に初めて勤務する職員に対し、その職務内容を説明するときに使用している文書（最新版）

##### (2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、11月28日付で、当該文書は作成又は取得していないとして、不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### (3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 「最高裁判所事務総局に初めて勤務する職員に対し、その職務内容を説明

するときに使用している文書（最新版）」は、「事務総局に初めて勤務する職員のみを対象として、事務総局全体の職務内容を説明するために、作成又は配布した文書（最新版）」と解されるところ、最高裁判所において事務総局に初めて勤務する職員のみを対象とする研修は行っていないし、事務総局に初めて勤務する職員のみを対象として、事務総局全体の職務内容を説明するためには作成又は配布した文書もない。

イ よって、本件申出に係る文書を不開示とした原判断は相当である。